

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年十月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 大宮南中野	埼玉県さいたま市見沼区大字南 中野四百二十九番地一
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 埼玉与野	埼玉県さいたま市中央区円阿弥 二丁目十一番二十二号
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 川口市立医療センター前	埼玉県川口市西新井宿四百三十 八番地二
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 北戸田駅前	埼玉県戸田市大字新曾千五百二 十五番地